

(別表1)

改訂前

第4条 処理基準

1 《落札店から契約解除可能なクレーム》

①範囲及び申告期限は次の通りとする。

	クレーム内容	申告期限
法的問題車	差し押さえ車（仮差し押さえ車も含む） 抵当権付車 盗難車（車台No.改ざん含む）	開催日から6ヶ月以内 （但し、盗難車については 事実が判明した後1週間 以内）
	接合車 メーター改ざん・走行不明発覚（他AA等により）	開催日から6ヶ月以内
記載事項相違	年式違い、車検残違い、グレード違い、ディーラー車、 並行車違い、型式及び排気量、定義記録簿違い	譲渡書類発送後8日以内
	冠水車	開催日から3ヶ月以内
	修復歴車（但し修復歴車として落札したもの及び、落 札価格が15万円以下の車輛についてはノークレ ームとする。	開催日から7日以内
メーター交換歴 （パネル本体の交 換含む）	実走行として出品された車輛で整備記録簿等に証明 がない場合	翌週月曜日の 正午まで

※機関等に対するクレームにおいて、現品支給もしくは出品店修理で解決した場合、出品店が落札店との取り決め期限内に対処できなかった場合も、契約解除可能とする。

②キャンセルに伴い、出品店が負担する損害賠償の範囲は、次の通りとする

法的問題車	落札手数料、落札店までの往復の陸送代、他ジップが認めた実費相当額、ペナルティー10万円
記載事項相違メーター交換歴車	落札手数料、落札店までの往復の陸送代、他ジップが認めた実費相当額

※キャンセルに伴う車輛代金については落札時の車輛代金とする。なお転売後の販売利益は含まれないものとする。

改訂後

第4条 処理基準

1 《落札店から契約解除可能なクレーム》

①範囲及び申告期限は次の通りとする。

	クレーム内容	申告期限
法的問題車	差し押さえ車（仮差し押さえ車も含む） 抵当権付車（2週間以内に解除困難なもの） 盗難車（車台No.改ざん含む）	無期限
	接合車 メーター改ざん・走行不明発覚（他AA等により）	開催日含め6ヶ月以内
記載事項相違	年式違い、車検残違い、グレード違い、ディーラー車、 並行車違い、型式及び排気量	譲渡書類日含め8日以内
	冠水車	開催日含め3ヶ月以内
	修復歴車（但し修復歴車として落札したもの及び、落 札価格が15万円以下の車輛についてはノークレ ームとする。	開催日含め5日以内
メーター交換 （パネル本体の 交換含む）	純正メーターへの交換	開催日含め6ヶ月以内 ※但し、記録簿等から判 明する場合は書類発送日 含め1ヶ月以内。
	規格外メーターへの交換	開催日含め5日以内
	社外メーターへの交換（パネル交換含む）	開催日含め5日以内
	積算計不良（実走行出品車に限る）	開催日含め5日以内

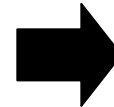
※機関等に対するクレームにおいて、現品支給もしくは出品店修理で解決した場合、出品店が落札店との取り決め期限内に対処できなかった場合も、契約解除可能とする。

※エンジン本体、ミッション本体などの重大な部品に不具合があり、ジップがクレームとして認めた場合は落札店の希望によりキャンセル可能とする。なお、落札店が部品支給または値引きに応じた場合はこの限りではない。

②キャンセルに伴い、出品店が負担する損害賠償の範囲は、次の通りとする

法的問題車	落札手数料、落札店までの往復の陸送代、他ジップが認めた実費相当額、ペナルティー10万円
記載事項相違メーター交換歴車	落札手数料、落札店までの往復の陸送代、他ジップが認めた実費相当額

※キャンセルに伴う車輛代金については落札時の車輛代金とする。なお転売後の販売利益は含まれないものとする。



(別表2)

改訂前

改訂後

2 《その他クレームの範囲及び申告期限》

その他クレームの範囲及び申告期限は、次の通りとする。 但し、商談による成約車の内外に関するクレームは受付けないこととする。

2 《その他クレームの範囲及び申告期限》

その他クレームの範囲及び申告期限は、次の通りとする。 但し、商談による成約車の内外に関するクレームは受付けないこととする。

	クレーム内容	申告期限
内・外装	出品票と著しく状態が異なるもの。 但し、現車オークションの常識範囲において相当と認められるものに限る	セリ終了後1時間以内
標準装備類	リモコン、整備手帳等、容易に車外に持ち出せるものの欠如で、出品票にその旨の記載がない時	譲渡書類発送後4日以内
	各メインキー及び出品票に有りと記載の工具、ジャッキ、スペアタイヤが欠如している時	セリ終了後1時間以内
電装類	エアコン(スイッチ、配線等の簡易部品は除く)、ダイナモ他電装類の不具合で出品票にその旨の記載がない時	翌週月曜日の正午まで
機関類 機構類	走行時に確認ができ且つ走行に支障をきたす不具合で出品票にその旨がない時(エンジン、ミッション等) 但し、経年変化による異音、感覚的な違和感はクレームとしない。	
その他全般	セールスポイントとして表示したもので、正常に作動しないもの	
	後日送り部品(AV リモコン、ナビロムなど)により発覚する作動不良	



	クレーム内容	申告期限
内・外装	出品票と著しく状態が異なるもの。 但し、現車オークションの常識範囲において相当と認められるものに限る。	※1 開催日を含め5日以内 (但し、搬出前に確認したものに限り。)
標準装備類	リモコン、整備手帳等、容易に車外に持ち出せるものの欠如で、出品票にその旨の記載がない時	書類発送日を含め4日以内
	各メインキー及び出品票に有りと記載の工具、ジャッキ、スペアタイヤが欠如している時	※1 開催日を含め5日以内 (但し、搬出前に確認したものに限り。)
電装類	エアコン(スイッチ、配線等の簡易部品は除く)、ダイナモ他電装類の不具合で出品票にその旨の記載がない時	※1 開催日を含め5日以内
機関類 機構類	走行時に確認ができ且つ走行に支障をきたす不具合で出品票にその旨がない時(エンジン、ミッション等) 但し、経年変化による異音、感覚的な違和感はクレームとしない。	
その他全般	セールスポイントとして表示したもので、正常に作動しないもの	
	後日送り部品(AV リモコン、ナビロムなど)により発覚する作動不良	

※1<東京会場> 開催日翌週水曜日 17:30まで
 <大阪会場> 開催日翌週月曜日正午まで

3 《細部にわたる具体的項目について》

細部にわたる具体的項目について処理基準は別表に基づく。 なお、準会員及び不在応札での落札車輛の受付期限はクレーム項目別処理基準別表①の不在に基づくものとする。

3 《細部にわたる具体的項目について》

細部にわたる具体的項目について処理基準は別表に基づく。 なお、ライブ及び不在応札での落札車輛の受付期限はクレーム項目別処理基準別表①に基づくものとする。